

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年10月27日～2022年11月2日)

令和4年(2022年)11月4日

H E A D L I N E S	S
政治 最高裁判所職業責任部長官の就任 プシダチ外務次官の日本・韓国訪問 ドゥダ大統領とジュカノビッチ・モンテネグロ大統領との会談 モラヴィエツキ首相とジュカノビッチ・モンテネグロ大統領との会談 ポーランド外務省発ドイツ外務省宛の対独戦後賠償請求に係る外交文書に関する声明発出 トルコ製無人機の配備 ロシアとの国境警備強化	<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救済の根拠となります。</p> <p>問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>
治安等 ベラルーシ国境における動向	
経済 バルツェロビッチ元中央銀行総裁による経済予測 中小企業倒産件数の急増 10月消費者物価指数前年同月比で17.9%に上昇 国営企業の海外投資を担当する政府全権委員 干ばつによる農業収穫量の減少 ポーランド最初の原子力発電所プロジェクトの技術パートナー選定に関する決議 ポーランド・韓国の原子力発電所建設に関する協定	
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 第26回参議院議員通常選挙に伴う在外公館投票の実施について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事	
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	

政治

内政

最高裁判所職業責任部長官の就任【10月27日】

10月27日、ヴィエスワフ・コジェレヴィチ最高裁判所裁判官が最高裁判所職業責任部長官に就任した。同長官は、長年にわたり最高裁判所刑事部で裁定を行ってきており、過去には選挙管理委員会委員長

も務めていた経験を持つ。職業責任部は、法の支配を巡り対立しているポーランドと欧州委員会との間で特に問題になっていた最高裁判所規律部に代わり新しく設置された法廷であり、候補に挙げられた3名から大統領が長官を任命することになっていた。

外交・安全保障

プシダチ外務次官の日本・韓国訪問【10月24日から30日】

10月24日から26日にかけて、プシダチ外務次官は、韓国を訪問した。訪問の目的は、戦略的パートナーシップの枠組みの中で実施されるポーランドと韓国との政務協議であり、また、ロシアによるウクライナ侵略の結果に関する議論であった。

韓国訪問に続いて、10月26日から30日にかけて、プシダチ外務次官が日本を訪問し、東京と広島を訪れた。滞在中、同次官は、日本のカウンターパートと会談を行ったほか、外務省、首相官邸、国会、その他の国家機関や経済団体と会合を持った。代表団の滞在プログラムには広島訪問も含まれており、同次官は、荻田知英ポーランド共和国名誉総領事の任命式に出席するとともに、最初の原子爆弾の犠牲者に追悼を捧げた。

ドゥダ大統領とジュカノビッチ・モンテネグロ大統領との会談【10月27日】

10月27日、ドゥダ大統領は、ジュカノビッチ・モンテネグロ大統領とベルヴェデル宮殿で会談した。会談では、ウクライナでの戦争、軍事とエネルギーの安全保障、そしてモンテネグロのEUの加盟支持を含む国際情勢について話し合われた。

モラヴィエツキ首相とジュカノビッチ・モンテネグロ大統領との会談【10月27日】

10月27日、モラヴィエツキ首相は、ジュカノビッチ・モンテネグロ大統領と会談した。会談では、二国間関係及び現在国際社会が直面する課題について話された。また、モンテネグロのEU加盟についても議論した。会談では、ロシアの偽情報対策の必要性について合意した。

ポーランド外務省発ドイツ外務省宛の対独戦後賠償請求に係る外交文書に関する声明発出【10月28日】

10月28日、ポーランド外務省は、本年10月3日付けのポーランド外務省発ドイツ外務省宛の対独戦後賠償請求に係る外交文書に関する声明を発出した。同声明には、6兆2,206億900万ズロチ相当の物的及び非物的損害に対する補償、ドイツの侵略と占領の犠牲者とその家族が被った損害と被害の補償、ドイツ連邦共和国によってポーランドから押収され、ドイツ領域にある文化財の返還に繋がる制度的措置の実施など全9つの要求が示されている。

トルコ製無人機の配備【10月28日】

10月28日、プワシュチャク副首相兼国防大臣は、第12無人航空機基地においてポーランド軍に配備される最初の6機のトルコ製無人機のバイラクトルTB2の引渡しに参加し、「バイラクトルTB2は、偵察任務及び戦闘任務を同時に遂行できる最新の装備であり、ポーランド軍の近代化が重要な段階に入ったことを示している。ウクライナでの戦訓は、この無人機が極めて有効な装備であることを証明した。」と述べた。契約では、合計24機のバイラクトルTB2が配備される予定である。

ロシアとの国境警備強化【11月2日】

11月2日、プワシュチャク副首相兼国防大臣は、国防省において、ポーランドとロシアとの国境の警備強化に関する声明を発表し、「ポーランドとロシアのカリーニングラード州との国境の安全を強化するための措置をとることを決定した。仮設のフェンスの建設作業が開始される。これは、我々が昨年得た経験の反映であり、このフェンスがベラルーシからのハイブリッド攻撃を防ぎ、国境を守ったことは間違いない。」と述べた。

治安等

ベラルーシ国境における動向【10月31日】

30日、国境警備隊は、10月中にベラルーシ国境沿いで企図された不法越境件数が2,312回であったとツイッター上で明らかにした。また、当地報道機

関TVPINFOなどは、不法移民らが越境を試みる地点が、同国境沿いを流れるスヴィスラチ川沿いやアウグストゥフ運河など、フェンスが敷設されていない地点で行われることを指摘した。

経済

マクロ経済動向

バルツェロビッチ元ポーランド国立銀行総裁による経済予測【10月28日】

元ポーランド国立銀行元総裁であるバルツェヴィッチ教授は、ポーランドの現在の経済状況について、政府が得た信用によって国民が数年間安定を享受し、その後国を経済崩壊に導いた1970年代の状況をなぞって、国有化、予算支出や社会的移転の増加、合理的な投資不足によって、PiS政権は経済成長要因を徐々に破壊していると非難した。政府の信頼性が低下しているため、ポーランドの自国通貨はどんどん安くなり、その結果、2023年はポーランドのインフレ率は欧州で最も高くなり、経済も減速すると予測している。

同教授は、来年末に政権が交代し、新政権が財政状況を改善し、ポーランドの成長を支える経済エンジンを再整備するという困難な課題に取り組むべきと主張している。増税もしくは支出を減らす、どちらかの方法で赤字を減らすことが必要であり、法の支配の回復とポーランドの信頼性回復によってのみ、国家復興計画や他のEU基金を受け取ることが可能と述べた。

中小企業倒産件数の急増【10月31日】

経済専門家らは、ポーランドの多くの企業がこの冬を乗り切ることができないだろうと警告している。パンデミック、ウクライナ戦争、インフレがポーランド経済を直撃しており、ガスや電気料金の値上げの後、20万以上の企業が、最近数か月で活動を停止もしくは中断したとしている。

10月消費者物価指数前年同月比で17.9%に上昇【11月2日】

10月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比17.9%上昇し、1996年以来で最も高くなった。10月のインフレ率は、8月の前年同月比16.1%から9月の同17.2%へと、前月よりも緩やかに上昇した。インフレ率が前年比20%を超えるというシナリオはまだ否定されていないものの、この高い指数は、今年初めに導入された「インフレ防止シールド」後の低い基準値に関連した統計的な効果が大きいとされており、経済専門家は、CPIの伸びが2022年第2四半期から減速し始め、11月と12月は安定すると分析している。

ポーランド産業動向

国営企業の海外投資を担当する政府全権委員【11月2日】

サシン副首相兼国有財産大臣が主導する最近の取組の中に、国営企業の海外投資に関する政府全権委員を任命する計画があり、10月28日に関連規則案が政府の議題として掲載された。同案は2022年第4四半期に成立予定で、新しい政府全権委員の任務は、国営企業の活動の監視、他国行政との関係における支援、投資一貫性の調整、サプライチェーンの監視、及び海外投資戦略の立案である。本件は過去に一度もこのような話が出なかったため、国営企業にとっては非常に驚くべきことである。この新たな国がコントロールする権利によって最も影響

を受けるのは、最大級の海外投資を行っている、国営大手石油会社 PKN Orlen とKGHM(ポーランド国営精銅採掘会社)である。

干ばつによる農業収穫量の減少【11月2日】

本年の干ばつは、世界各地で記録的な水準に達しており、ポーランド経済研究所(PIE)は、干ばつと関連付けられる農業の収量減少のコストを試算し、3つの作物カテゴリー(球根、穀物、油糧種子)における損失の年間平均総額は、約39億ズロチから最大で65億ズロチに及ぶと推定した。ポーランドでは、農地や森林13.5%近くが干ばつの高リスクにあり、1/4近くが極度のリスクにあると推定されている。

エネルギー・環境

ポーランド最初の原子力発電所プロジェクトの技術パートナー選定に関する決議【11月2日】

11月2日、ポーランド政府は閣僚理事会の決議で、最初の原子力発電所プロジェクトの技術パートナーとして米国のウェスティングハウス社を選定することを正式に確認した。この決議には投資額は含まれていないが、モラヴィエツキ首相は、費用は約200億ドルの予定で、最初の段階の資金調達は確保できると述べた。最初の原子力発電所プロジェクトは、国営原子力発電会社PEJが実施し、ポーランド北部沿岸地域であるルビャトヴォ・コパリノに建設され、米国側の出資比率は49%の予定となっている。

ポーランド・韓国の原子力発電所建設に関する協定【10月31日～11月2日】

10月31日、モラヴィエツキ首相は、韓国との原子力発電所建設に関する合意を歓迎し、エネルギー安全保障の強化と数千人の雇用を創出すると述べた。ポーランドは、中部ウツキエ県ポントヌフ(Patnów)に韓国の技術を使った原子力発電所を開発することを計画している。同日、ソウルにおいて、サシン副首相兼国有財産大臣とイ・チャンヤン韓国エネルギー大臣は同計画に関する協定に署名した。また、ポーランドの国営エネルギー企業PGEと地元の電力会社Z

E PAKも韓国水力原子力発電(KHNP)との間で、APR1400型原子炉の技術を用いた原子力発電所の建設計画策定に関する意向書に調印した。

韓国とのプロジェクトは、政府の投資計画であるポーランド原子力計画(PPEJ)の一部ではなく、ビジネスプロジェクトとして実施されるため、国庫の直接的な資本関与はないことから、少なくとも政府の立場からは資金調達の問題が解決される。各社は、資金調達モデルやプロジェクトの株式分割を決定することになる。韓国側の出資比率は49%、ポーランド側の出資比率は51%となる。これまでのところ、ZE PAKは約25%、PGEは約20%を超えない範囲で

明言している。2つ目の原子力発電所の立地が確定するのは2023年である。

サシン副首相兼国有財産大臣は、「2つの原子力発電所プロジェクト(米国との協力によるものと韓国との協力によるもの)は完全に並行したものである。韓国とのプロジェクトのフィージビリティ・スタディは2か月以内に完成する予定との報告があり、これには、スケジュール、コストの概算、資金調達モデルなどが含まれる、ポーランド政府が資金を提供するものではない」と述べた。同副首相は2つの原子力発電所の立ち上げ時期は同じになると予想している。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国内及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
- (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
- (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なもの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】日・ポーランドのアーティストによるリトグラフ作品「モクリト」展覧会【2022年9月20日(火)～11月20日(日)】

マウオポルスカ県ノヴィ・タルク市にて、ノヴィ・タルク市役所、ノヴィ・タルク市文化センター及びノヴィ・タルク市印刷博物館主催「日・ポーランドのアーティストによるリトグラフ作品『モクリト』展覧会」が開催中です。

開催場所：Muzeum Drukarstwa w Nowym Targu, ul Jana III Sobieskiego 4, Nowy Targ

詳細：<https://muzeumdrukarstwa.nowyarg.pl/aktualnosc/spotkania-z-mokurito-litografia-na-drewnie-japonskich-i-polskich-artystow>

【開催中】展覧会「日本の製紙工房」【2022年10月21日(金)～12月2日(月)】

ヘウムノ市のヘウムノ地域博物館にて、展覧会「日本の製紙工房」が開催中です。日本の伝統工芸品である和紙とその歴史や製紙技術等を紹介する展覧会です。

開催場所：Muzeum Ziemi Chełmińskiej, Rynek 28, Chełmno

詳細：<https://www.muzeumchelmo.pl/>

【予定】アニメコン「ハロウィーン2022」【2022年11月11日(金)～13日(日)】

ポズナン市にて、IKIGAI基金主催アニメコン「ハロウィーン2022」が開催されます。ポップカルチャーを中心とした日本文化を紹介する総合的なイベントです。

開催場所：LOMS Poznań, Osiedle Tysiąclecia 43, Poznań

詳細：<https://m.facebook.com/events/pozna%C5%84/animecon-halloween-2022/146848867474627/>

【予定】展覧会「着物・尽きないインスピレーション」【2022年11月20日(日)～2023年4月10日(月)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghalにて、展覧会「着物・尽きないインスピレーション」が開催されます。着物とその歴史を紹介する展覧会です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/kimono-nieprzebrane-inspiracje>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)